

業務部速報



No. 119

発行 26. 2. 6

JR東労組 業務部

『事業本部発足に伴う事業場の取扱いについて』に関する解明申し入れ

申14号 本日提出！

JR東労組は1月28日本社から『事業本部発足に伴う事業場の取扱いについて』の説明を受け、「安全衛生委員会」「過半数代表者選挙」等の労働基準法上の事業場の単位を、一事業本部を一事業場とすることについて修正回答を受けました。その内容は、提案時や団体交渉の議論において、労働基準法上的一事業本部を一事業場にして36事業場とするとしていた回答が、厚生労働省から場所的概念を理由として認められず、事業本部内に事業場区分を設けて166事業区分にするという内容です。

JR東労組は2025年5月7日の提案以降、様々な労使議論の場において「事業場の単位は場所的概念があり、一事業本部を一事業場にすることは無理がある」「一事業本部が一事業場となれば、各事業場の安全衛生上の課題をきめ細やかに議論ができない」と訴え続けてきました。そして、申4号団体交渉において、関係行政機関の指導・判断が示されない中の議論では、安全衛生委員会や過半数代表者選挙をどのように実施していくのか等、確定した議論が出来ないために事業場に関する項目を継続議論としてきました。さらに、2025年11月16日に締結した議事録確認においても、『関係行政機関の判断が示された場合等、具体的な提起があれば「労使間の取扱いに関する協約」に則り取り扱うこととなる。』と労使で合意し、今後においても本部・本社間で議論することを確認しました。

特に、今回の修正回答はJR東労組の要求が法令に関する部分でほとんど実現している一方で、会社組織はあくまでも一事業本部を一事業場にするという考えは変わっていません。組合員からは、「会社案の職場単位が法令上で許可が下りないのになぜ変えないのか」「職場の単位が会社内外で変わるのはよく分からない」等、会社の案について多くの不安や不満の声が中央本部に届いています。また、2025年5月7日の提案以降、度重なる修正提案や回答があることに、「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について」の施策は、「本当に大丈夫なのか」「新たな組織がきちんと機能するのか」という不安の声も多くあがっています。組合員・社員の不安や不満を解消するため、申し入れました。

【申し入れ項目】

1. 「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について」の提案前後における関係行政機関との議論経過を明らかにすること。
2. 一事業本部を一事業場にして36事業場とするとしていた提案内容を修正し、事業本部内に事業場区分を設けて166事業場とする理由を明らかにすること。
3. 事業場区分を166事業場にする選定基準を明らかにすること。
4. 組合員・社員に対する各事業場区分の指定方法を明らかにすること。また、各事業場区分の名称・呼称を明らかにすること。
5. 各事業場における安全衛生委員会の体制を明らかにすること。
6. 各事業場における過半数代表者選出の考え方や選挙方法について明らかにすること。
7. 組合員・社員が事業本部内の事業場区分を跨いで労働する場合における事業場の所属区分の考え方及び月や週の労働時間管理の方法を明らかにすること。
8. 労働災害や33発動など労働基準監督署に報告・提出が義務付けられる事項についての取扱いを明らかにすること。
9. 業務運営組織としての事業場の考え方を明らかにすること。また、労働基準法上の事業場の考え方と同一にしない理由及び根拠を明らかにすること。